

北マリアナ諸島(サイパン・テニアン・ロタ)入国に関するお知らせ 2009年8月17日

米国ホームランドセキュリティ(DHS)の発表により、本年11月28日より グアムー北マリアナ諸島 ビザ免除プログラムが施行されます。詳しい情報については、DHS ウェブサイトにてご確認ください。

北マリアナ諸島では、本年6月1日からの連邦化に伴い、今後新入国法(以下、ご参照下さい)が施行されます。米国政府、国家安全保障省と北マリアナ諸島連邦知事との協議の結果、新入国法は当初の開始予定(6月1日)より180日間の遅延が正式に決定されました。新しい入国法の適用は、**2009年11月28日(午前0時入国時点)**からとなります。

【グアムー北マリアナ諸島 ビザ免除プログラム(GCVWP)】

- 目的地:サイパン、又はグアムのみ
- GCVWP 参加国の国籍で、それらの国で発行されたパスポートを所持している
- パスポート:基本的には帰国日まで有効なもの(残存に余裕のある方が望ましい)、IC 旅券、又は機械読取式パスポートであること。
- 滞在可能日数:45日以内
- 譲渡不可で、出国日がグアムあるいは北マリアナ諸島に入国した日から 45 日を超えないことが確認できる往復の航空券を所持している
- 入国時の必要書類:I-736、I-94、通関申告書(変更なし)
- ESTA:不要

※「グアムー北マリアナ諸島ビザ免除プログラム加盟国(2009年11月1日現在)

オーストラリア・ブルネイ・香港・日本・マレーシア・ナウル・ニューージーランド・バプアニューギニア・韓国・シンガポール・台湾・英国

(台湾の居住者は台湾ナショナル ID カードおよび有効な再入国許可のついた、有効な台湾パスポートを所持していること)

※ロシア連邦、中国国籍の方:北マリアナ諸島への45日以内の滞在を目的とする臨時入国許可が新たに認定されました。この臨時入国許可はCNMI(サイパン・テニアン・ロタ)への入国のみに適用され、グアム入国(経由も含む)に適用することはできません。

詳細については、アメリカ大使館ホームページにてご確認ください。<http://tokyo.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-gcvwp-china.html>

グアムー北マリアナ諸島ビザ免除プログラムを利用してサイパンに渡航する場合は、機械読取式パスポート、又は e-パスポート(IC 旅券)が必要です。ESTA 渡航認証は必要ありません。ただし、サイパンに46日以上90日未満の滞在が希望の場合、またサイパンから米国の他の都市に引き続き旅行する場合は、通常のVWPを利用して渡航することになります。その場合は、ESTA 渡航認証の事前手続きが必要です。通常のVWP 要件については下記をご参照下さい。

【ビザ免除プログラム(VWP)】

- 50州を含む米国全域
- VWP 参加国の国籍であること。
- パスポート:入国時90日以上が望ましい。IC旅券(e-パスポート)であること。
- 滞在可能日数:90日以内
- 往復、または次の目的地までの航空券、または乗船券を所持している
- 入国時の必要書類:I-94W、通関申告書(変更なし)
- ESTA:事前申請要

ビザ免除プログラム加盟国(2009年11月1日現在)

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、韓国、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ニューージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロバキア、マルタ

● グアムー北マリアナ諸島ビザ免除プログラム、ビザ免除プログラムに関する詳細については、以下をご参照下さい。

■ DHS(U.S. Department of Homeland security):

http://www.dhs.gov/files/programs/gc_1233262026612.shtm

■ アメリカ大使館ホームページ: <http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-waiver.html>

<ご注意>上記プログラム加盟国は変更することがございます。必ずアメリカ大使館ホームページ内、ビザサービスよりご確認ください。